

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ  
 株式会社ワイ・ビー建設  
 奈良県吉野郡大淀町北野27番地の7  
 住所 ウラノタケイセツ  
 代表者氏名 裏野圭二印  
 電話番号 0746-32-1111  
 FAX番号 0746-32-3580  
 メールアドレス yb-ing@m5.kch.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表 様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社ワイ・ビー建設  
住 所 奈良県吉野郡大淀町北野27番地の7  
代表者氏名 代表取締役 裏野圭一



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社ワイ・ビー建設		
住 所	奈良県吉野郡大淀町北野27番地の7		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 裏野圭一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	山名一ト	裏野圭一	令和1年10月21日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

### 申請者

氏名又は名称 株式会社ワイ・ビー建設  
住 所 奈良県吉野郡大淀町北野27番地の7  
代表者氏名 代表取締役 裏野圭一



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県吉野郡大淀町大字北野27番地の7  
株式会社ワイ・ビー建設

会社法人等番号	1500-01-015957	
商 号	<u>株式会社国中組</u>	
	株式会社ワイ・ビー建設	平成 7年 9月25日変更
本 店	<u>奈良県吉野郡大淀町大字比曾685番地</u>	平成 7年12月26日移転
	<u>奈良県吉野郡大淀町大字北野27番地の7</u>	平成 20年 1月31日移転
		平成 20年 2月 4日登記
公告をする方法	官報に掲載している	
会社成立の年月日	昭和54年8月10日	
目的	1. 一般土木・建設業 2. 土木・建築設計 3. 測量設計 4. 道路・下水管清掃維持管理業 5. 建物解体業 6. 排水設備工事業 7. 給水設備工事業 8. 凈化槽保守点検業務 9. ビル清掃及びビルメンテナンス業 10. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
資本金の額	金4000万円	

奈良県吉野郡大淀町大字北野27番地の7  
株式会社ワイ・ビー建設

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>山名一人</u>	平成25年12月31日重任 ----- 平成26年 2月21日登記 ----- 令和 1年10月24日解任 ----- 令和 1年10月31日登記
	取締役 <u>山口幸代</u>	平成25年12月31日重任 ----- 平成26年 2月21日登記
	取締役 <u>山口幸代</u>	令和 1年12月31日重任 ----- 令和 2年 1月 6日登記
	取締役 <u>裏野圭一</u>	平成28年 7月31日就任 ----- 平成28年 8月12日登記
	取締役 <u>裏野圭一</u>	令和 1年12月31日重任 ----- 令和 2年 1月 6日登記
	取締役 <u>裏野亮二</u>	令和 1年10月24日就任 ----- 令和 1年10月31日登記
	取締役 <u>裏野亮二</u>	令和 1年12月31日重任 ----- 令和 2年 1月 6日登記
	奈良県五條市新町三丁目7番7号 <u>代表取締役</u> <u>山名一人</u>	平成25年12月31日重任 ----- 平成26年 2月21日登記 ----- 令和 1年10月24日退任 ----- 令和 1年10月31日登記
	奈良県吉野郡大淀町大字比曾685番地 <u>代表取締役</u> <u>裏野圭一</u>	令和 1年10月24日就任 ----- 令和 1年10月31日登記
	奈良県吉野郡大淀町大字比曾685番地 <u>代表取締役</u> <u>裏野圭一</u>	令和 1年12月31日重任 ----- 令和 2年 1月 6日登記

奈良県吉野郡大淀町大字北野27番地の7  
株式会社ワイ・ビー建設

	監査役 杉 山 喬	平成28年 7月31日就任 平成28年 8月12日登記 令和1年12月31日辞任 令和2年 1月 6日登記
	監査役 杉 山 喬	令和1年12月31日就任 令和2年 1月 6日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年 8月12日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 9月22日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年 2月10日  
奈良地方法務局五條支局  
登記官

大前篤



# 株式会社ワイ・ビー建設定款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ワイ・ビー建設と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般土木・建設業
2. 土木・建築設計
3. 測量設計
4. 道路・下水管清掃維持管理業
5. 建物解体業
6. 排水設備工事業
7. 給水設備工事業
8. 凈化槽保守点検業務
9. ビル清掃及びビルメンテナンス業
10. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県吉野郡大淀町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株 式



(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、80000株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 8 条 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券の3種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。



(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 15 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 16 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 17 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 2 週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故



があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### (決議の方法)

- 第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の決議等の省略)

- 第 20 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

- 第 21 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

#### (株主総会議事録)

- 第 22 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行つた取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

#### (員数)



第 23 条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 24 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 26 条 会社法第 329 条第 2 項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 27 条 会社を代表すべき代表取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役は社長として、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 28 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)



第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 30 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 31 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 32 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 33 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役

(員数)

第 34 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 35 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権



の過半数をもって行う。

- 2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から同年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 39 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社定款に相違ありません。

令和元年 10 月 31 日

令和3年 2月10日

この写しは現行のものと相違ありません。

奈良県吉野郡大淀町北野27番地の7  
株式会社ワイ・ビー建設  
代表取締役 裏野圭一

